

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号。以下「法」という。)に基づく住宅宿泊事業に関し必要な事項を定めることにより、区民の生活環境への悪影響の防止及び子どもが安心して安全に生活できる環境の確保を図るとともに、住宅宿泊事業を通じて、区民及び事業者と国内外からの観光旅客との文化交流を促進し、もって良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(区の責務)

第3条 区は、住宅宿泊事業の適正な管理及び区民の安全で安心な生活環境の確保を図るため、住宅宿泊事業に関し適正な運営を求める施策を策定し、これを実施するものとする。

2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、警察、消防、町会(自治会を含む。以下同じ。)その他の関係機関と連携するものとする。

(事業者の責務)

第4条 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者(以下「住宅宿泊事業者等」という。)は、住宅宿泊事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに、区が実施する前条第1項の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止し、届出住宅を適正に管理するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 住宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- (2) 届出住宅の防犯対策を徹底すること。
- (3) 宿泊者に対し、次条に掲げる行為をしないよう指導すること。
- (4) 震災の発生に備えて、届出住宅内に非常用食料及び飲料の備蓄並びに救出用具及び避難用具の設置を行うこと。

3 住宅宿泊事業者等は、住宅宿泊事業の適正な運営に関し、届出住宅の周辺地域の住民、町会その他関係団体から協議又は説明を求められた場合は、これに誠実に対応しなければならない。

(追加…8年15号)

(宿泊者の責務)

第5条 宿泊者は、届出住宅及び届出住宅の敷地において、届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

- (1) 音響機器等により生活が著しく阻害される騒音を発すること。
- (2) 保安上危険な物又は衛生上有害な物を持ち込むこと。
- (3) 指定された場所以外にごみ等を捨てること。
- (4) 指定された場所以外で喫煙すること。

(事前周知)

第6条 住宅宿泊事業を営もうとする者(以下「届出予定者」という。)は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の周辺地域の区規則で定める者(以下「住民等」という。)に対し、法第3条第1項の届出をしようとする日の60日前までに、住宅の所在地その他区規則で定める事項について対面又は書面による周知を行い、区規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(一部改正…8年15号)

2 届出予定者は、住民等から営もうとする住宅宿泊事業の計画についての説明を受けたい旨の申出があったときは、説明会の実施その他の方法により説明しなければならない。

(追加…8年15号)

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第7条 法第18条の規定により、条例で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

(一部改正…8年15号)

- (2) 東京都文教地区建築条例(昭和25年東京都条例第88号)で定める第一種文教地区及び第二種文教地区

2 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が、前項に定める区域の内外にわたる場合においては、その敷地の全部について、敷地の過半の属する区域の規定を適用する。

3 第1項に規定する区域において、次に掲げる期間は、住宅宿泊事業の実施を制限する。

- (1) 4月5日から7月20日まで
- (2) 8月29日から10月の第2月曜日の前の週の水曜日まで

- (3) 10月の第2月曜日の前の週の土曜日から12月25日まで
(4) 1月7日から3月25日まで
- 4 住宅宿泊事業者のうち法第11条第1項第1号及び第2号のいずれにも該当しないものについては、前項の規定は適用しない。
(改正…8年15号)

第8条 削除

(8年15号)

(地域活動への参加等)

- 第9条 区は、地域の活性化を図るため、届出住宅の周辺地域の住民、町会、住宅宿泊事業者等及び宿泊者の交流の機会の確保その他必要な施策を実施するものとする。
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、届出住宅の周辺地域の住民及び町会の意見を十分に反映させるとともに、町会その他地域団体及び関係機関と相互に連携し、協力するものとする。
- 3 住宅宿泊事業者等は、第1項の施策の目的を理解し、町会その他地域団体と宿泊者との交流の充実を図るとともに、町会その他地域団体が実施する地域活動に積極的に参加するよう努めるものとする。
- 4 宿泊者は、第1項の施策の目的を理解し、町会その他地域団体が実施する地域活動に積極的に参加するとともに、町会その他地域団体との交流を深めるよう努めるものとする。
(情報提供)

第10条 区は、住宅宿泊事業の適正な運営を円滑に支援するため、警察、消防等と届出住宅に係る情報を共有するものとする。

(届出住宅の公表)

第11条 区長は、届出住宅に関する次に掲げる事項について、公表するものとする。

(本条追加…8年15号)

- (1) 届出番号
(2) 届出年月日
(3) 所在地
(4) 連絡先
(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
(報告の徴収及び立入検査)

第12条 区長は、第7条の規定の施行に必要な限度において、住宅宿泊事業者等に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、届出住宅その他の施設に立ち入り、その業務の実施状況を検査させることができる。

(本条1条繰下…8年15号)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(過料)

第13条 第7条第1項から第3項までの規定に違反した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1条繰下…8年15号)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(1条繰下…8年15号)

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第6条及び第7条の規定は、令和8年7月1日以後に住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をした者について適用し、同日前に同項の届出をした者については、なお従前の例による。
(条例の見直し)
- 3 区長は、この条例の施行の状況等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。